

税理士法人柴原事務所代表社員 柴原一氏に聞く
平成31年度税制改正大綱のポイント

消費税増税対策に苦心 NISAの利便性向上や 民法改正に伴う税制を整備

●Profile しばはら・はじめ◎税理士法人柴原事務所 代表社員 株式会社オーシャンマネジメントサービス 代表取締役 税理士/CFP®
資産家・農家の財産運用、相続税対策、優良企業の税務および事業承継対策等、幅広いコンサルティング活動を行っている。

去る平成30年12月14日、自民・公明両党は「平成31年度税制改正大綱」を決定した。大綱は、1月28日召集の通常国会に税制改正法案として提出され、年度内には成立する予定である。その中からFPとして押さえておきたいポイントについてお話をうかがった。

——平成最後の「税制改正大綱」ですが、ポイントは10月からの消費税増税対策にありますね。

柴原 大綱の基本的考え方は「消費税増税の引上げに伴う対応策」が最初に書かれています。各論の具体的内容でも、冒頭が住宅ローン控除の特例の創設です。このほか、自動車に係る措置、軽減税率の実施、医療に係る措置などが実施されます。

住宅ローン控除の特例創設は、「住宅に係る需要変動の平準化

部分の消費税アップ分を3年間でカバーする金額とを比較して、少ないほうの金額になります。

後者の計算式は「(住宅の取得等の対価の額または費用の額 - 当該住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等) × 2% ÷ 3」となっています。「×2% ÷ 3」は建物部分にかかる2%の消費税増税分を3年間で返すという意味で、

前半の「」部分は、消費税のかかっている建物部分の税抜き価格を求めるための算式です。

これにより、消費税引上げ後に住宅を取得した人は、2%の引上げ分と同額だけ税額控除額が増加することになります。

——金融証券税制での改正はNISA中心ですね。

柴原 金融庁はNISAの恒久化と、つみたてNISAの20年の積立期間を確保する改正を要望していましたが、どちらも認められませんでしたが、認められたのはNISA口座保有者の出国に対する対応です。

これは、NISA口座保有者が海外転勤などで一時

【図表1】住宅ローン控除の具体的な控除額

	控除額
1～10年目	①年末借入残高×1% ・年末借入残高の限度額は 特定取得以外の場合：2,000万円 特定取得（一般）の場合：4,000万円 特定取得（認定住宅）の場合：5,000万円
	②土地建物の購入価格×1% ・建物の購入価格は税込金額 ・「補助金の交付を受けた場合」または、「直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等を適用した場合」は控除後の金額
	③①と②いずれか少ない金額
（消費税10%の場合のみ） 11～13年目	①年末借入残高×1% ・年末借入残高の限度額は 特定取得（一般）の場合：4,000万円 特定取得（認定住宅）の場合：5,000万円
	②建物の購入価格×2%÷3 ・建物の購入価格は税抜金額 (4,000万円または5,000万円限度) ・「補助金の交付を受けた場合」または、「直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等を適用した場合」には控除前の金額
	③①と②いずれか少ない金額

のため」に行われます。個人の住宅取得は経済的な波及効果が大きいために景気動向を左右します。消費税引上げ前の駆け込み取得や引上げ後の需要の落ち込みがあると、景気に悪影響をもたらします。この特例はそうした動きを防ぐためのものです。

この特例は、消費税が10%に引き上げられる2019年10月1日から2020年12月31日ま

的な出国をしたときに、引き続きNISA口座での金融商品の保有を可能にする措置です。

これまでNISAは国内居住者のための非課税制度であるため、海外に居住している者は利用することができませんでしたが、そのために、海外に転勤して非居住者となる場合、出国までに口座を開設している金融機関に出国届出書を提出して、非課税口座を廃止し、NISAで購入していた上場株式等は課税口座に移さなければならなかったのです。

大綱では、NISA、つみたてNISA口座を保有する投資家が一時的に海外転勤する場合、出国日の前日までに金融機関に「継続適用届出書」を提出すれば、その日から帰国をして「帰国届出書」を提出する日か、5年後の12月31日かいずれか早い日までに、その投資家を居住者とみな

してNISA、つみたてNISAを継続できるとしています。ただし、出国中は非課税口座に上場株式等を受け入れることはできません。

成人年齢の引下げに伴い 18歳から口座開設が可能

また、NISAを開設できる年齢要件をその年の1月1日において20歳以上から18歳以上に引き下げます。民法の成人年齢の20歳から18歳への引下げは2022年4月1日からですが、NISAについては2023年1月1日以後に開設される口座から適用されます。同時に、ジュニアNISAの開設、非課税管理勘定および継続管理勘定の設定年齢も18歳未満となります。このほか、同一年の一般NISA口座とつみたてNISA口座の切替え手続きの簡素化が行

